

1. 作業療法士とは

作業療法士とは、1965年6月29日法律第137号「理学療法士及び作業療法士法」（以下、作業療法士法）に規定され、次に示す作業療法を医学的根拠に基づいて行うことを業とする国家資格である。作業療法は、人間のありとあらゆる生活行為を合目的的で意味のある作業と捉え、病気や障害によって失われ、または弱められた心身機能を回復するための手段として作業を用いたり、病気や障害によって失われ、または弱められた作業を取り戻すことを目的としたり、ひいてはそのような回復過程を通して社会参加を図り、作業の総体としての生活を支援することを目標として行われる。

2. 過去20年間の人数・男女比の推移

作業療法士の有資格者数は2017年度末時点で85,152名である。作業療法士の数は養成校での養成が1963年に始まって以来、養成校数の増加とともに増加の傾向にあり、女性比率は約60%と女性が多いのが特徴である（図1, 2）。

3. 文部科学省、厚生労働省など行政の役割

現在、大学および短期大学は文部科学省、専門学校は厚生労働省が主たる所管官庁となっている。

文部科学省では、大学設置・学校法人審議会に大学設置分科会が置かれ、学校教育法に基づき教育課程、教員組織、施設設備等について「設置基準」への適合、収容定員の増減などの変更につい

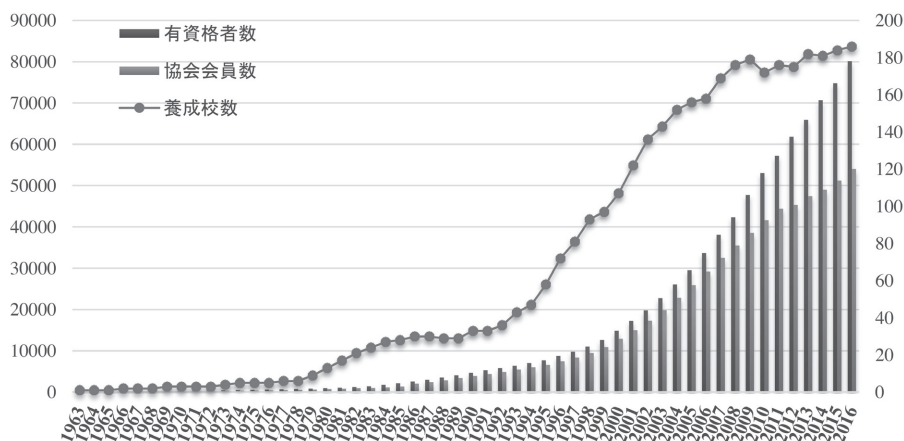


図1 作業療法士有資格者、協会会員数、養成校数推移

^{*1} Occupational Therapist

^{*2} Haruki Nakamura 一般社団法人日本作業療法士協会
会長

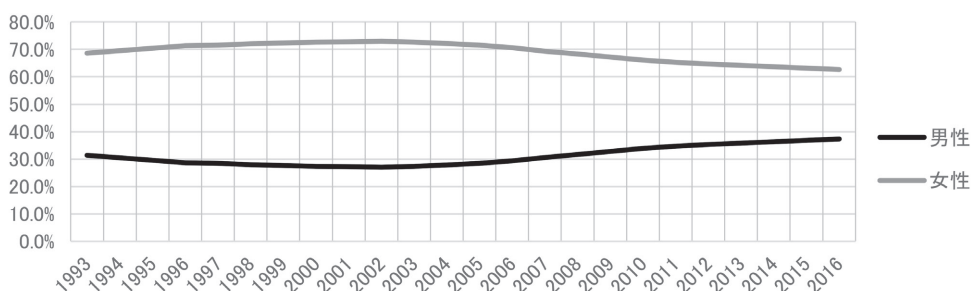


図2 協会会員数の男女比

て審査・認定が行われる。

厚生労働省では、医政局が作業療法士国家試験出題基準の検討、国家試験の作成と実施を行う。保険局、老健局では、医療・介護施設等の施設基準を所管することなどにより、作業療法士の医療保険、介護保険制度上の位置づけがなされている。また、障害者の就労支援などでは、社会・援護局、労働基準局、職業安定局が密接に関与する。

4. 免許制度と免許試験制度

作業療法士の免許は、「作業療法士法」の第二章第三条（免許）にて定められている。その内容により、「作業療法士になろうとする者は、作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下、免許）を受けなければならない」とされている。また免許試験は、第3章 試験で定められている。その試験の目的は、作業療法士としての必要な知識及び技能について行われ、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が行うことになっている。

5. 従事する業務内容と従事する医療現場の典型例

医療領域から高齢者介護領域、障害者福祉領域、就労支援、子ども支援などと職域は広い。このうち医療領域（病院・診療所等）に従事する作業療法士が最も多く、『日本作業療法士協会発行の作業療法白書2015』（2015年10月調査）によると65.4%（当協会会員管理システムにおいて登録上不備がある非有効データを除くと75.6%）を占

める。医療（身体障害）領域で対象となる疾患・障害としては、①脳血管性障害（作業療法士勤務施設の80.0%）、②骨折（68.5%）、③高次脳機能障害（43.6%）が上位を占めている。また、認知症、精神障害も対象としているのが特徴である。

6. 福祉・厚生法（作業療法士法）

作業療法士は福祉領域の1,105施設に1,536名が従事している（2017年度末、日本作業療法士協会調べ）。障害者総合支援法関連では、自立支援の観点から機能訓練事業、就労支援等に携わり、児童福祉法関連では、福祉型・医療型障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問などにおいて、日常生活、遊び、集団等を通して発達の促進を図っている。加えて、特別支援学校75校85名（2017年度末、日本作業療法士協会調べ）が従事し、乳幼児期、学童、高等教育、就労とライフステージに合わせた作業療法を展開している。

7. 教育機関の数、国公私立の別、卒前教育課程

日本における作業療法士教育は、理学療法士教育とともに1963年5月、3年制各種学校として東京の国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院（厚生省所管）で始まった。その後、作業療法士教育は、厚生労働大臣指定の国立養成所施設と私立の各種専門学校（3年制および4年制）と文部科学大臣指定の短期大学および大学で行われてきた。1979年に3年制短期大学（金沢大学）、1992年に4年制大学（広島大学）、1996年に修士

課程（広島大学大学院），1998年に博士課程（同大学院）が開始され，以後，全国の大学で大学院（修士・博士課程）の設置が拡大している。

2017年度末現在，大学77，短期大学5，専門学校・国立養成施設1，専門学校・私立養成施設105の計188校（201課程），4年制131課程（65%）・3年制70課程（35%）である。大学が増え，夜間専門学校が減少している。合計の入学定員は7,598名である。

一方，カリキュラムは，1965年の「作業療法士法」に含まれた作業療法士の養成に関する「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（以下，指定規則）及び「理学療法士作業療法士養成施設指導要領について」（以下，指導要領）に則って教育がなされてきた。1972年には「文部省・厚生省令第1号指定規則」として改正し，現在につながるカリキュラムを確立した。そして，1999年高等教育全般の改革を受け，教育内容の区分別大綱化，単位制の採用，臨床実習施設の拡大を軸とする改正が行われた。さらに2017年6月から厚生労働省「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」で，カリキュラム総単位数，内容，臨床実習のあり方等が検討されており，2020年度入学生（予定）から新指定規則・

指導ガイドラインによる養成教育が始まることになる。

1977年に日本学会議が4年制大学教育へ移行するように勧告を出しており，今後は，4年制大学教育（4年制以上教育）への移行実現が大きな課題となる。

8. 卒後研修制度の有無，主なキャリアパス

日本作業療法士協会は設立以来，作業療法の質の維持・向上をはかるため様々な研修を開催し，会員へ生涯学習の機会を提供してきた。また，有資格者の急増，職域の拡大，社会的ニーズの多様化への対応が要求され，同時に作業療法の質の保証が課題となり，より組織的な生涯教育体制の整備が求められた。このような背景の中で，2003年に「生涯教育制度」を創設し，運用している。

現行の生涯教育制度は，「基礎研修制度」「認定作業療法士制度」「専門作業療法士制度」で構成される（図3）。

基礎研修制度は，概ね5年の間に，現職者共通研修（10テーマ），現職者選択研修（2研修以上），基礎ポイント研修（50ポイント以上）を修得する。基礎研修が修了すれば，次に認定作業療法

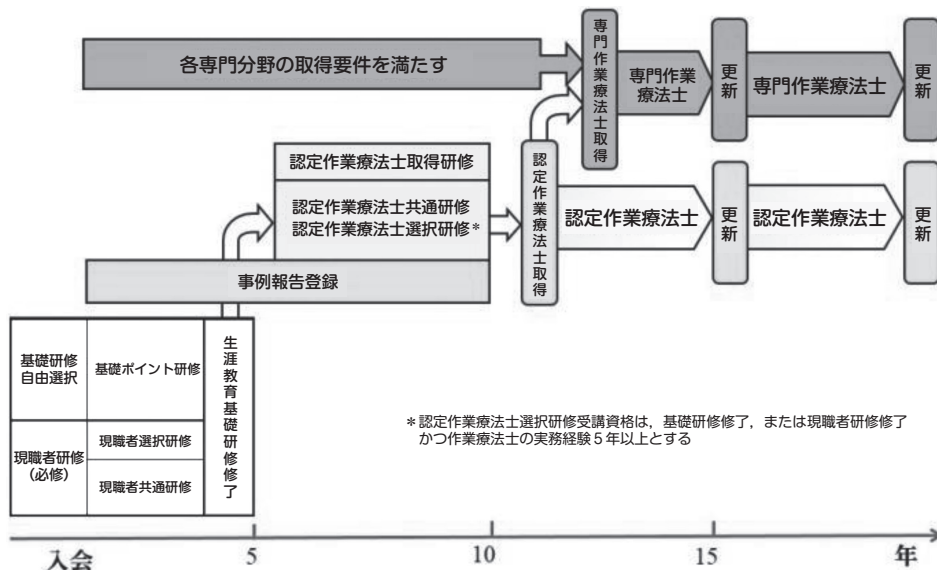


図3 生涯教育制度の構造図

法士制度、専門作業療法士制度へ進み、資格認定を目指す。同時に、基礎ポイント研修を5年ごとに50ポイント以上を取得し続ける。

また、生活行為向上マネジメント研修制度、臨床実習指導者研修制度などもあわせて運用している。

9. 国・自治体や学会による専門家認定制度の有無

協会では、2つの資格認定制度を運用している。

認定作業療法士制度では、基礎研修修了から5年間の有効期限内に、共通研修（3講座）・選択研修（2講座）を受講し、各研修時に修了試験を受けて、合格する必要がある。加えて、事例報告3例を提出しなければならない。すべての要件を満たしたうえで、審査に合格すれば、認定作業療法士として認定される。

専門作業療法士制度では、①研修実践（研修受講）、②臨床実践（事例数や経験年数）、③研究実践（学会発表や事例登録など）、④教育と社会貢献の実践（研修会講師など）という4つの実践を行い、書類審査の後、資格認定試験に合格すれば専門作業療法士として認定される。この4つの実践はすべて各専門分野に特化したものでなければならない。

2つの資格認定制度は更新制度を備えており、5年ごとに必要な要件を取得し、更新する必要がある。

ある。

現在（2017年度末時点）、認定作業療法士は958名、専門作業療法士は9分野105名（認知症14名、福祉用具12名、手外科32名、特別支援教育15名、高次脳機能障害11名、精神科急性期4名、摂食嚥下7名、訪問作業療法3名、がん7名）が認定されている。

10. 教育について話題とされていること

1966年の「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」により、教育内容（教育課程）および、卒業要件となる専門分野における「臨床実習」が定められている。しかし、実習施設の増加と多様化、学生の気質の変化とあいまって、臨床実習の質の格差が広がりつつある。このようななか2016年、政府は指定規則改定と同時に臨床実習のあり方についても検討することに言及した。医学生や看護学生の实習では、その法的正当性を保ちながら、臨床で許容できる行為について水準を設けており、時代に即応した適切な実習のあり方を整備している。作業療法士においても、臨床実習で学生の実施が許容される臨床技能と指導方法を同時に整理すべき時期にあり、卒業要件となる臨床技能の水準が変更されることが予想される。それに伴い、実習指導のあり方と国家資格取得後の技術的専門教育のあり方の整備が急務である。